

青森県果報

第二千九十一号

平成十四年十月二十五日(金曜日)

目次

告 示

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正	(総務学事課)	一
字区域の変更	(市興町課)	一
保育士試験の合格者	(健康医療課)	三
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(団体経営改善課)	三
家畜伝染病の発生	(畜産課)	三
保安林の指定予定	(林政課)	三
道路の区域の変更	(道路課)	四
道路の供用の開始	(同)	四
公 告		
換地処分	(都市計画課)	五
右 同	(同)	五
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	五
出先機関		
道路の位置の指定	(十和田県土整備事務所)	五
公安委員会		
型式の検定適合遊技機	(生活安全企画課)	六

収用委員会

公示による通知	(監理課)	六
右 同	(同)	七

告 示

青森県告示第五百一十一号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

平成十四年十月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

第五十一号を第五百十二号とし、第十九号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号中「保健婦」を「保健師」に改め、同号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 子どもの文化サポーター「あしゅまる隊」の認定証

青森県告示第五百十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、弘前市長から、弘前市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第一項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十四年十月二十六日からその効力を生ずるものとする。
平成十四年十月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

弘前市

大字松森町三の二の一部、三の三の一部、三の五の一部、三の六、大字大町二丁目六の二、六の一七の一部、大字大町三丁目六の五の一部、六の六の一部、六の二四の一部、一六の三の一部、一六の四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部を大字土手町に編入する。

大字土手町二二六の二の一部、二二六の二の一部、二二七の二の一部、二二七の二、二二七の三の一部、大字大町二丁目六の二の一部、六の四の一部、六の二二の一部、六の二三の一部、六の二四、六の一七の一部、六の一九の一部、六の二七から六の二九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部を大字松森町に編入する。

大字表町一の三二の一部、二の四八の一部、二の四九の一部、二の五五の一部、二の五六、二の五七の一部、二の五八、二の五九の一部、五の二から五の三までの各一部、五の二〇の一部、五の二六の一部、大字大町二丁目一の一部、一の二、一の四の一部、一の六から一の八までの各一部、一の九、一の一〇の一部、一の一、一の一、一の一三の一部、一の一四の一部、一の一五、一の一六から一の一八までの各一部、一の一八、一の二〇の一部、二の二から二の二〇までの各一部、二の二一から二の二六まで、二の二七の一部、二の二八から二の二四まで、二の二五の一部、三の八の一部、三の二七から三の二九までの各一部、七の二から七の三四まで、八の一、八の二、八の三の一部、八の九から八の一まで、九の一から九の七まで、九の八の一部、九の一六から九の二二まで、九の二三の一部、九の二七、九の二八の一部、九の二九から九の三二まで、九の三三の一部、九の三四の一部、九の三九及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の一部を大字大町二丁目に編入する。

大字大町三丁目四の二の一部、五の四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を大字大町二丁目に編入する。
大字土手町一八の二の一部、一八の二の一部、一八四の三の一部、一八六の三の一部、一八八の二の一部、一九〇の二の一部、一九二の二の一部、一九五の二の一部、一九六の三の一部、一九九の四の一部、二〇一の二の一部、二〇二の二の一部、二〇五の二の一部、大字大町二丁目二の八から二の一〇までの各一部、三の一から三

の七までの各一部、三の二四から三の二六までの各一部、三の二九の一部、四の一から四の五までの各一部、五の八から五の一〇までの各一部、五の一、六の一六の一部、六の一七の一部、大字駅前三丁目一三の一四、一八の七の一部、一八の九の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を大字大町三丁目に編入する。

大字表町一の二六、一の一七の一部、一の二三、一の二六、一の三〇、一の三五、一の三八、一の三九、一の四〇の一部、二の一、二の二の一部、二の五六の一部、二の五七の一部、二の六二、二の六三、大字大町二丁目一の一部、一の二から一の二までの各一部、一の二五、一の二六の一部、二の二から二の六までの各一部、二の二五の一部、二の一八の一部、二の一九、大字大町二丁目一の一部、一の四の一部、一の五、一の六から一の八までの各一部、一の一〇の一部、一の一三の一部、一の一四の一部、一の一六から一の一八までの各一部、一の二〇の一部、二の一から二の八までの各一部、二の二五の一部、大字大町三丁目一の二から二の二〇まで、二の一から二の二五まで、三の一の一部、三の二の一部、三の八、三の九、四の一五の一部、七の一から七の四まで、七の八、七の一三から七の四四まで、八の一、八の二、八の四から八の七まで、八の一〇の一部、八の二、八の三、八の一五の一部、八の一六、八の一七の一部、八の一八から八の二九まで、八の三〇から八の三三までの各一部、八の三七、八の三八、八の三九から八の四二までの各一部、八の四五、八の四六、九の一から九の五まで、九の六から九の八までの各一部、九の一の一部、九の二の一部、九の三から九の六まで、一の二から一の三までの各一部、大字駅前二丁目一の一部、一の二四の一部、大字駅前三丁目一の二五の一部、一の二七の一部、一の二九の一部、三の一、八の三の一部、八の四の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部を大字駅前町に編入する。

大字表町一の二七の一部、一の二〇、一の二七から一の二九まで、一の三六、一の三七、一の四〇の一部、大字駅前町一の一三の一部、一の一四の一部、一の一七から一の一の二までの各一部、一の一三から一の一七まで、一の一八から一の一の二一まで、一の二四の一部、一の二九及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部を大字駅前二丁目に編入する。

大字大町三丁目九の六から九の八までの各一部、一〇の二の一部、一〇の二の一部、大字駅前町四の二の一部、四の七から四の一〇までの各一部、五の二の一部、五の三の一部、五の二〇の一部、五の二二の一部、五の二三の一部、九の六の一部、九の九の一部、一の二六及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全

部を大字駅前三丁目に編入する。

青森県告示第五百十三号

平成十四年保育士試験の合格者は、次のとおりであるので、青森県保育士試験規則（昭和三十四年四月青森県規則第三十九号）第七条の規定により告示する。

平成十四年十月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

受験番号	氏 名		
二二六	今野 和佳子	二六五	葛 西 美 樹
二四八	成田 貴子	二六六	古川 踊子
二五二	中嶋 由美子	二六七	道見 奈津子
二五四	柿崎 志津	二六八	木村 寿美枝
二五五	相澤 真弓	二七一	木村 友紀
二五六	佐藤 敬	二七二	下川 知里
二五七	金木 奈々	二七三	藤岡 恵
二五八	島貫 瑞穂	二七四	佐々木 愛
二六三	村松 由佳子	二七七	新山 沙綾
		二七九	葛西 知春

青森県告示第五百十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十四年十月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
一 西津軽郡深浦町大字轟木字亀ヶ崎一二二の 吉田 貞四	大戸瀬第一区域	底建網漁業
一 西津軽郡深浦町大字轟木字亀ヶ崎一〇五の 吉田 正	大戸瀬第一区域	底建網漁業
六 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二四 小野 文秋	大戸瀬第二区域	底建網漁業
七 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二三 吉川 一吉	大戸瀬第二区域	底建網漁業

青森県告示第五百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十四年十月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	上北郡天間林村	平成 一四・一〇・七
			一	下北郡東通村	平成 一四・一〇・四

青森県告示第五百十六号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二十四号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十月二十五日

青森県知事 木村守男

一 保安林予定森林の所在場所

北津軽郡市浦村大字相内字実取四四八の一、四四八の二、四四九、四五一、四五

二

二 保安林指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十一月二十四日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十月二十五日

青森県知事 木村守男

1	国 道 三三八号	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
				後	前			
		下北郡大間町大字大間字奥戸上道四七の四五から 下北郡大間町大字大間字七郎平一〇の八九まで		二〇・〇〇メートルから 二二・四〇メートルまで	一〇・〇〇メートルから 一一・二〇メートルまで	一〇五・四二メートル	一〇六・〇〇メートル	

青森県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十一月二十四日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十月二十五日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道 三三八号	下北郡大間町大字大間字奥戸上道四七の四五から 下北郡大間町大字大間字七郎平一〇の八九まで	平成十四年十月二十五日

公 告

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、弘前市から弘前広域都市計画事業駅前地区土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年十月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、地域振興整備公団から八戸都市計画事業八戸新都市土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年十月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年十月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（丁区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡百石町新田五五の二	八戸市大字新井田字寺沢七の九 熊野嘉章 熊野静子
上北郡百石町一川目二丁目六五の七三八	八戸市大字大久保字小久保三の九二二 鈴木節子
むつ市赤川町二二五の九及び二二五の二一九から二二五の二三六まで	むつ市柳町四丁目二二の五七 有限会社大滝地建

南津軽郡平賀町大字新館字藤巻五一の一、五五の一、五七の一、五七の五、五八及び七四
五五の一先（国有財産）
字東山四の一から四の三まで

南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二三八
津軽平賀農業協同組合

中津軽郡若木町大字植田字山下二二七の二五から二二七の三〇まで及び二二七の六〇

弘前市大字城東二丁目五の一〇
有限会社北日本管理保証

北津軽郡鶴田町大字境字里見一〇二の一

北津軽郡中里町大字芦野字堤の袖一四八の七五
株式会社上野建設

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び六戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月二十五日

十和田県土整備事務所長 上 原 佳 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
上北郡六戸町大字大落瀬字柴山五の一	六五・九二メートル	六・〇〇メートル	平成 14・10・15

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十條第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十四年十月二十五日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR上へまいりまーす DX	株式会社エース電研
"	CR上へまいりまーす FX	"
"	CR爆モギくだもの王Z	サミー株式会社
"	CRキャッツ	株式会社竹屋
"	CRにゃんにゃンドリームR	株式会社藤商事
"	CRインディアン嘘つかないLA	株式会社ニユーギン
"	CRインディアン嘘つかないLA2	"
"	CR・ルパン ザ サードA	株式会社平和
"	CR・ルパン ザ サードY1	"
"	CR・ルパン ザ サードW	"
"	CR・ルパン ザ サードX1	"

"	CR・ルパン ザ サードZ	"
回胴式遊技機	モグモグフウリンカザン	株式会社ネット
"	バクチャン	株式会社アリストクラートテクノロジーズ

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六條第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確知することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五條第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十四年十月二十五日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県土木整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成十四年十一月八日をもって通知があったものとみなされます。

別紙

土地の所在	氏名	住 所
	安田 文夫	青森県八千代市米本1359番地 米本団地3街区33棟6号

黒沢 みさ	青森県八戸市大字妙字花生4番地15
中机 とし	青森県八戸市大字大久保字下大久保15番地35
泉山 孝司	青森県八戸市大字新井田字市子林17番地
石橋 益雄	青森県八戸市大字新井田字石橋6番地
石橋 実	青森県八戸市大字大久保字大塚17番地140
野沢 仁	東京都足立区南花畑四丁目14番3号
零石 優香	東京都練馬区錦2丁目10番16-102号 日神パレス上板橋
服部 元	東京都足立区新田一丁目14番7-505号
服部 千春	静岡県静岡市新富町一丁目23番地1 ケントコート三番町202号
上田 利男	青森県八戸市大字大久保字西ノ平13番地6
郊部おり子	埼玉県春日部市緑町4丁目2番40号

青森県八戸市大字妙字花生95番

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 奥 印 刷 株 式 会 社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭